

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況一覧

岩手県総務部人事課
平成29年12月31日時点

特定のテーマ：高齢福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

1 監査の結果（指摘）関連

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況（H29.12.31時点）	
			区分	措置内容
1	<p>■事業費の積算根拠【指摘1】 明るい長寿社会づくり推進事業に係る事業計画書の収支内訳によれば、公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下、「財団」という。）の役員（1名）の person 費全額を含めた事業費に対し補助する積算方法となっており、補助金額の積算方法として適切か疑問である。 当該役員が、本事業のみに携わっているのではなく、団体の役員として、団体の業務全般に従事していることは明らかであり、本事業の補助金をもって役員の person 費に充当していることは、あくまでも事業にかかる経費を補助するという当該補助金の趣旨に照らして、事業費の積算方法が不合理であり、見直すべきである。</p>	保健福祉部	措置済	平成26年度分から、person 費については、当該事業に直接従事する職員分を積算する方法に改めた。
2	<p>■生活費加算の根拠書類の整備（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）【指摘2】 平成23年度貸付原資分で賄われる、平成25年からの「生活費加算」の貸付対象者として、「①貸付申請時に生活保護受給世帯の者で養成施設等に就学する者」及び「①に準ずる経済状況にある世帯の者」がある。「①に準ずる経済状況」については、証明書等は提出義務が課されておらず、申請者が対象者に該当するか否かは、客観性をもって確認されているわけではない。仮に、貸付対象者に該当しない申請者が貸付を受けた場合には、本来、貸付を受けられたであろう貸付対象者が貸付を受けられず、制度の趣旨を逸脱する恐れがあるほか、貴重な財源が回収できなくなる可能性も考えられ、申請者の状況に応じた確認書類を添付すべきである。</p>	保健福祉部	措置済	内規及び修学資金制度の手引きに必要な書類を明確化して、制度の周知等を行っている。
3	<p>■助成金交付条件の遵守について（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【指摘3】 健康・生きがいづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業は、「いわて保健福祉基金助成事業」としてこれら規程等の適用を受けることとなるが、助成を受けた団体が作成するパンフレットや調査報告書の一部には財団の助成金を受けている表示がなされていなかった。 助成金交付にあたり、財団は助成対象者に対し当該表示をするよう指示をしているとのことであったが、徹底されていないため改善する必要がある。</p>	保健福祉部	措置済	助成金の交付決定時の留意事項として助成対象者に示しており、申請書等の様式にも記載している。また実績報告の際にも確認しており改善済みである。
4	<p>■賞与引当金未計上（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【指摘4】 賞与引当金が計上されていない。 公益法人会計基準に関する実務指針（その2）によれば、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性的な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上することが求められている。 財団の場合、賞与支給対象期間（12月～5月）のうち、当期に帰属（12月～3月の4か月分）する支給見込額については、当期の費用として賞与引当金の計上が必要である。</p>	保健福祉部	措置済	平成25年度決算書類に計上済みであることを事業報告書で確認した。

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況 (H29. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
5	<p>■「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」の注記について（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【指摘5】</p> <p>注記事項として記載が求められている「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」に関して、財団は「期末現在、補助金等はない」との注記を記載している。ところが、収支計算書には「明るい長寿社会づくり推進事業補助金」として10,164,000円、「介護支援専門員研修補助金」として7,239,395円の受取補助金がある。当該注記の趣旨は、期中における補助金推移を表示することにより、情報公開の実行性を確保することを目的とするものと考えられる。こうした目的に鑑みれば、期末時点の補助金残高の有無にかかわらず、期中増減を表示することが必要である。</p>	保健福祉部	措置済	平成25年度決算書類に表示済みであることを事業報告書で確認した。
6	<p>■附属明細書未作成（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【指摘6】</p> <p>附属明細書が作成されていない。</p> <p>財団の見解によると、附属明細書の内容は、注記に含められているとのことだが、附属明細書である「引当金の明細」は注記には記載がない。仮に、注記に記載することで附属明細書への記載を省略する場合であっても、附属明細書を作成したうえで、注記に記載している旨の記載をする必要がある。</p>	保健福祉部	措置済	平成25年度決算書類に記載済みであることを事業報告書で確認した。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況 (H28. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
1	<p>■補助金交付契約書の必要性【意見1】</p> <p>県は、補助金の交付決定後に、申請者との間で補助金交付契約を締結し、補助金交付契約書を取り交わしている。規則第7条によれば、補助金の交付決定事務に関しては、その決定内容と条件を申請者に通知することとされており、補助金交付契約書の締結までは求められていない。</p> <p>本来の事務手続としては、申請者に対する通知のみで足り、規則上は、契約書の取り交わしまでは求められていない。また、補助金交付契約書に記載された補助金の附帯条件については、補助事業者が閲覧できる補助金交付要領にすべて定められていることに鑑み、事務処理の効率化・省力化の観点から、補助金交付契約書の取り交わしの必要性をあらためて検討する余地があると考えられる。</p>	保健福祉部	措置済	補助金交付要領を補助金交付要綱に置き換え、申請者に対しては通知のみの処理としている。
2	<p>■補助金額の算定根拠【意見2】</p> <p>特別養護老人ホーム等施設整備費補助金はあくまでも施設整備事業に対する補助であることから、公平性の観点からは、施設の整備というプロジェクトのみに着目して補助金額を決定する現行の決定方法が不合理というわけではない。しかしながら、補助金は、限りある予算の範囲内でしか給付することができない。この観点からは、公平な補助の視点に加え、如何に効率的・効果的に補助を実施すべきかという視点も重視すべきではないかと考える。老人福祉施設等事業者の裾野を広げ、より効率的・効果的な補助をするためにも、補助対象団体の安定した経営基盤に基づく財務体質の安全度（流動比率）や収益力（自己資本利益率や自己資本比率）等についても補助金算定上の考慮要件とする必要があると考える。</p> <p>また、財務体質が補助金算定の考慮要件になった場合は、財務体質を歪曲化するインセンティブが働くが、地域福祉課が実施している法人監査の強化のほか、外部監査をより強く推奨するなど合わせて検討すべきと考える。</p>	保健福祉部	実現困難	<p>国の社会福祉法人制度改革による、平成28年の社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の財務規律の強化が図られ、事業継続と社会福祉充実に必要な財産に限って保有が認められることとなった。</p> <p>このため、県、市町村を除き唯一特別養護老人ホームの設置主体たり得る社会福祉法人の財務に関して、収益性を評価し補助金算定を考慮することは適切ではなく、監査意見の実現は困難であるもの。</p> <p>なお、市町村介護保険事業計画に基づく施設整備に対する補助に関しては、平成27年度に造成した地域医療介護総合確保基金の活用により、必要な予算の確保が可能となっているところである。</p>

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況 (H29. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
3	<p>■成果物の有効活用【意見3】</p> <p>国保連では、介護保険制度施行事業を実施した結果を、「平成23年度 介護保険相談・苦情業務実績及び相談・苦情受付事例（岩手県国民健康保険団体連合会）」という冊子に取りまとめている。本冊子は、市町村及び包括支援センターに400部配布されているとのことであるが、事業者及び利用者の目に触れる機会の確保が十分か疑問である。</p> <p>当該冊子には、相談・苦情とその対応結果が詳細に記載されており、有用な内容となっている。資源の有効活用という点から、可能な限り事業者や利用者の目に触れるような配布・設置の具体的な方法を検討することが必要と考える。</p>	保健福祉部	措置済	平成21年度から平成25年度の介護保険相談・苦情業務実績及び相談・苦情受付事例について、岩手県国民健康保険団体連合会が、同連合会のホームページに掲載した。
4	<p>■委託期間中の雇用者の退職【意見4】</p> <p>「平成24年度岩手県介護雇用プログラム委託契約書（介護福祉士コース）」によると、委託期間は契約締結の日から平成25年3月31日までとなっている。ところが、受託事業者が雇用した2名は、専門学校卒業式（平成25年3月8日）の翌週（平成25年3月14日、15日）にいずれも退職している。委託契約期間中に退職した場合には、事業を完了したものと認められるのか疑問である。</p> <p>「介護現場における緊急の雇用の拡大と人材確保及び資質の向上を図る」ことを事業目的としている以上、事業者・雇用者には県の事業であることを説明し啓蒙することで、事業目的とは相反する自己都合による退職を思い留まらせるような指導があつてしかるべきである。</p> <p>また、社会福祉士及び介護福祉士を志す介護福祉士等養成施設在学者に対して、修学資金を貸付ける県の事業があるが、そこには、「県内において、介護または相談援助の業務に5年間従事（過疎地域に従事した場合は、3年）した場合には、貸付金を免除する」という制度がある。そのように、その後一定期間県内事業所にて就労した場合の恩典等を設けることにより、資格取得者の県内事業所への継続就労を促すことで、事業目的も達成されるものと考ええる。</p>	保健福祉部	措置済	参加事業者に対して、募集時点で本事業の実施の趣旨を周知を行った。
5	<p>■貸付金台帳の保存（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）【意見5】</p> <p>平成25年3月末日時点の当該事業に係る貸付金台帳（補助簿）が、電子帳簿としても紙の出力帳簿としても保存されていなかった。</p> <p>県社協の経理規程第10条で、貸付金台帳は会計帳簿に該当することが明記されており、かつ、第11条で会計帳簿の保存期間は10年と明記されている。旧経理規程では、補助簿の作成は任意とされていたが、新会計基準を反映した現行の経理規程では、「各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えなければならない」と規定されている。貸付先である個人別に残高を把握することが必要であることは明らかであり、貸付金台帳は、供えおかなければならない補助簿のひとつであると考えられる。</p> <p>旧経理規程では明文の定めはなかったものの、従来からある帳簿の保存義務を、新経理規程で明文化したものであり、貸付金台帳が備え置かれていない平成25年3月末日現在の現況は不相当であると考ええる。</p>	保健福祉部	措置済	年度末に台帳を出力して管理しているほか、PDFファイルにして保存している。
6	<p>■運用資産について（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）【意見6】</p> <p>資金運用方針によれば、当該方針の対象になる資金には、退会給付積立預金（民間社会福祉事業職員共済事業）は含まれないとされている（運用方針第2）。</p> <p>当該共済事業が県社協の収益事業ではなく、公益事業特別会計の中で実施されており、社会福祉法人の公益事業が広く社会全体の福祉増進のために実施されている趣旨に鑑みれば、規程は整備されているものの、リスクを伴う資産が含まれていることから、可能な限りリスクの低減を図る運営が求められる。</p> <p>具体的には、未実現損失の生じているユーロ円建外国債券や、未実現利益ではあるものの、株式や外貨建外国債券など、株価や為替相場などの不確実な要素により資産価値が増減するリスクを伴う資産への投資がどの程度許容されるのかが疑問である。</p> <p>今後、構成財産の評価と運用成績の如何によっては、構成財産をより安全な資産に見直すなどの配慮が必要と考える。</p>	保健福祉部	措置済	平成27年1月に指導監査を実施し、毎月及び四半期ごとに報告される運用実績を基に、内部で投資対象の構成の見直しが検討されていることを確認した。今後も、包括外部監査結果を踏まえ、定期あるいは随時、状況に応じてリスクの低減に努めるよう要請した。

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況 (H29. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
7	<p>■新会計基準への移行について（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）【意見7】</p> <p>理事会及び評議員会において新会計基準導入についての説明は行われているが、導入による定量的な影響については、当該理事会等では触れられていなかった。</p> <p>県社協で実質的な影響がある項目は、賞与引当金の計上、特定包括信託及び指定包括信託（以下、「金銭の信託」という。）の時価評価、リース会計であるが、このうち、金銭の信託の時価評価に関しては、① ii で述べたとおり、公正な会計慣行を斟酌した結果、時価評価が必要な場合には、多額の含み収益が発生する可能性が高い。新会計基準上は、金銭の信託の評価に関する明文規定はないものの、一般の企業会計においては時価評価されていること、公益法人の一種である学校法人においても、「学校法人会計問答集第13号」Q1及びQ2において、有価証券以外の有価証券に準ずる資産の評価に関しては、企業会計（金融商品会計基準等）に準じた評価をするのが適当であるとの解釈であることから、社会福祉法人においても同様の時価評価が適用されるべきものと考ええる。</p> <p>新会計基準導入による変更点を説明した理事会及び評議員会で、上記定量的な影響についても説明してしかるべきであったと考える。</p>	保健福祉部	措置済	平成27年1月に指導監査を実施し、平成26年3月下旬開催の理事会及び評議員会において、事業の運営状況とともに説明したほか、その後の理事会・評議員会においても、直近の資産運用状況について随時説明していることを確認した。
8	<p>■固定資産の取得価額及び評価について（社会福祉法人A会）【意見8】</p> <p>現在A会が所有する固定資産で経理規程第44条第3項に規定されているような事実（時価が帳簿価格の50%超下落）はないものの、今後万一そのような状況になった場合に、当該規程に従い、帳簿価格を時価まで減額する会計処理が、A会の財政状況の実態を適切に表す会計処理であるかは疑問である。</p> <p>新会計基準第4章「3 貸借対照表価額」（6）によれば、対価を伴う事業に供している有形固定資産及び無形固定資産については、時価が帳簿価格の50%超下落した場合であっても、当該固定資産を使用することによる価値が帳簿価格を上回っているのであれば「当該資産の帳簿価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とできる」とされている。</p> <p>全国社会福祉施設経営者協議会が公表している「社会福祉法人モデル経理規程」注23にも、当該基準を適用する場合のモデル経理規程が記載されている。</p> <p>A会の所有する固定資産は、対価を伴う事業に使用しているのであって、当該条項を、経理規程に盛り込むことが適当であると考ええる。</p>	保健福祉部	措置済	平成26年12月に指導監査を実施し、平成26年2月の理事会で意見のとおり経理規程の一部を改正していることを確認した。
9	<p>■リース会計について（社会福祉法人A会）【意見9】</p> <p>A会のリース資産で、新会計基準に基づき、リース会計を適用し、固定資産に計上すべきリース資産は、現時点では「介護システム・ハード」一式のみである（リース期間60ヶ月、契約総額8,835千円）。</p> <p>一方、A会の有形固定資産残高は、平成24年度末日現在約27億円であり、有形固定資産及びリース資産の残高合計に占めるリース資産の割合は0.3%と明らかに重要性が乏しい。</p> <p>「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（平成23年7月27日）」の別紙1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」の「20 新たに導入した会計手法とその簡便法について」（1）イ① によれば、リース資産総額に、重要性が乏しいと認められる場合は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法（いわゆる支払利子込法）によることができるとされている。</p> <p>全国社会福祉施設経営者協議会が公表している「社会福祉法人モデル経理規程」注25にも、当該基準を適用する場合のモデル経理規程が記載されている。</p> <p>A会のリース資産総額は重要性に乏しいため、当該条項を、経理規程に盛り込むことが適当であると考ええる。</p>	保健福祉部	措置済	平成26年12月に指導監査を実施し、平成26年2月の理事会で意見のとおり経理規程の一部を改正していることを確認した。

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況 (H29. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
10	<p>■会計単位の明確な区分（社会福祉法人A会）【意見10】 社会福祉法人においては、法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、会計単位は施設毎とせず、法人で一本の会計単位とするとしているが、公益事業及び収益事業については、別途特別会計として会計単位を分けることとなっている。すなわち、「会計単位」として「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」が定められており、それぞれ明確に区分することが求められている。</p> <p>ところが、A会においては、土地の一部が収益事業として利用されているにもかかわらず、土地は全て社会福祉事業に含まれていた。 会計単位毎の財政状態の表示が歪められることとなり、財政状態を適正に開示していないと考える。</p>	保健福祉部	措置済	平成26年12月に指導監査を実施し、現在の会計単位は「社会福祉事業区分」「収益事業区分」となっていること、収益事業に利用する土地は平成26年3月末の決算時に「収益事業区分」に計上されていることを確認した。
11	<p>■勘定科目の適切な表示（社会福祉法人A会）【意見11】 その他固定負債として表示されているものは、A会の理事長が会長を兼任する関連医療法人から「仮払金」の名目で資金提供を受けたものであるとのことだが、下表の通り、建設着工金や土地代金の支払いに充てるためであり、支払利息も発生することから、実質借入といえる。</p> <p>ところが、法人は、借入当時は、金銭消費貸借契約を締結しておらず、後日（平成24年4月1日付）、支払計画についての覚書を交わしているに過ぎない。本来は、資金の受入れ先が関連医療法人である場合でも、別法人格である以上、資金の移動に関しては、特に厳格に契約関係書類を整える必要があると考える。</p> <p>また、当該資金提供は、実質借入であることを前提として、「その他固定負債」ではなく、「長期借入金」等の実態を反映した勘定科目によって財務諸表上表示する必要があると考える。</p>	保健福祉部	措置済	平成26年12月に指導監査を実施し、その他の固定負債は平成26年3月末の決算時に「設備資金借入金」として計上されていることを確認した。
12	<p>■借入利率を考慮した資金繰り（社会福祉法人A会）【意見12】 施設建設にかかるA銀行からの借入金（①契約9,550千円、②契約164,013千円）については、利率がそれぞれ3.7750%、2.4750%となっており、現在の市中金利に比べて高く設定されている。支払利息を考えると、約定利率の低い借入金に借り替えることにより利息負担を軽減することができるものとする。</p>	保健福祉部	措置済	A会において、借入先（A銀行）に相談したところ、2契約とも利率を下げる（新利率1.475%）で合意した。26年度より同利率を適用している。
13	<p>■遊休土地の有効活用について（社会福祉法人B会）【意見13】 社会福祉事業には、固定資産税はかからないため、遊休であることにより追加の費用が発生するデメリットが必ずしも大きいということではないが、当該遊休資産が定款で基本財産として定められていることが妥当といえるのか疑問である。</p> <p>また、B会の事業計画書（平成23年～平成27年）でも、5年間の財政計画の課題のひとつとして、遊休土地の有効活用をとりあげている。遊休資産は、当該資産を利用して資金を生み出すことができず、投下した資金が固定化している状態になっている。資金を不要な資産に投下したままにしておくことは事業者としては避けるべきことであり、当該遊休土地の早期の有効活用が望まれる。</p>	保健福祉部	実現困難	社会福祉事業用地として利用する案も出ているが、施設整備に係る資金の調達に困難であり、早急に活用策を実行に移すことは難しい。（担保として提供している土地であり、売却も困難。）
14	<p>■修繕積立預金（資産）と修繕積立金（純資産）の不一致（社会福祉法人B会）【意見14】 貸借対照表の、修繕積立預金（固定資産。以下、「積立預金」という。）と修繕積立金（純資産。以下、「積立金」という。）は通常一致するのであるが不一致が認められた。</p> <p>B会の説明によると、平成16年度に、利益を潤沢に計上した際に、積立金を7,858千円積み立てたが、積立預金への積み増しを失念したことにより当該差異が生じ、解消できない状態であった。</p> <p>当該積立金は必ずしも必要と認めて積み立てたものではないことから、当該積立金を現状の通り維持する必要があるか疑問である。将来の修繕が引当金の要件を満たしているものであれば、旧会計基準に明記されている引当金の計上が必要と考える（ただし、新会計基準では引当金は賞与引当金、退職給付引当金、徴収不能引当金に限定され、その他の引当金は廃止されている）。</p>	保健福祉部	措置済	平成27年1月に指導監査を実施し、平成25年度に積立金を取り崩し、積立預金と積立金が一致している（2,750千円）ことを確認した。

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況 (H29. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
15	<p>■仮払金と借受金について（社会福祉法人B会）【意見15】</p> <p>平成24年度末の貸借対照表に、仮払金と仮受金がそれぞれ同額（3,950千円）計上されている。B会は、団体の概要に記載のとおり、デイサービスセンター、軽費老人ホーム、小規模多機能施設の3つの施設を運営しており、これに本部を加えた4つの会計単位をもっている。当該仮払金と仮受金は、異なる会計単位間の内部取引により生じたものであるとのことであった。</p> <p>旧会計基準では、内部取引の相殺表示に関する規定はなく、必ずしも義務付けられているものではないが、資金収支計算及び事業活動収支計算が、各会計単位の、内部取引を含めた取引を明らかにするとともに、内部取引であることが分かるように表示されていることから、相殺表示は求められていないが、貸借対照表に関しては、内部取引であることが必ずしも明示されていない仮払金及び仮受金が表示されており、両者は相殺して表示すべきであると考え。</p>	保健福祉部	措置済	平成26年度決算に係る貸借対照表において、相殺されていることを確認した。
16	<p>■賞与引当金未計上（社会福祉法人B会）【意見16】</p> <p>賞与引当金が計上されていない。</p> <p>旧会計基準には規定があり、賞与引当金を計上すべきであると考え。</p> <p>B会の場合、夏の賞与の支給対象期間（12月～5月）のうち、当期に帰属する期間（12月～3月の4か月分）の支給見込額については、当期の費用として賞与引当金の計上が必要である。</p> <p>なお、新会計基準においても、賞与引当金に関する取り扱いと同様である。</p>	保健福祉部	措置済	平成26年度決算に係る貸借対照表において、賞与引当金を計上していることを確認した。
17	<p>■中長期的な視点からの事業検討の必要性について（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見17】</p> <p>財団が、今後も助成事業を継続するためには、運用収入の増加か事業費の削減（コスト削減）により、特定資産積立金を取り崩さなくとも、事業を実施することができるような財務体質に改善する必要がある。</p> <p>現在、財団では「県出資等法人に係る中期経営計画書」を3年単位で作成しており、事業の改善や業務の見直しの一助としているものの、必ずしも計画⇒実行⇒チェック⇒改善といういわゆるPDCAサイクルが十分に機能しているとはいえない現状である。中期経営計画書等を活用して、財団の将来予測をより明確にし、今後の財団運営と財務体質改善のための方策を検討する必要があると考え。</p>	保健福祉部	措置済	平成27年度の中期経営計画書策定の際に、財団が外部環境分析及び内部環境分析を行い、中期経営計画書の行動目標を設定していることを確認した。 <p>自主財源の確保や諸経費の削減による財務体質の改善のほか、定例の業務報告や四半期毎の計画と実績の差異分析などにより、適正な法人運営に取り組んでいる。</p>
18	<p>■投資意思決定の判断基準のルール化について（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見18】</p> <p>財団の基本財産の85.0%は有価証券であり、金利状況により価格変動リスクを抱えており、またすべて満期保有目的に区分しているわけではなく、決算においてはすべて「その他有価証券」として時価評価している。財団では、保有債券のうち運用利回りが低いものは買い替えにより財産毀損のリスクを回避しており、たとえば売買損が見込まれる債券であれば満期まで保有すれば価格リスクはないと判断している。しかし、有価証券の買い替えにあたって具体的な投資意思決定ルールを現在定めていない状態は、基本財産の大部分が地方公共団体等からの出捐金であることから望ましくはないと考える。</p>	保健福祉部	措置済	管理規程を平成27年3月に改正していることを確認した。
19	<p>■出納帳の添付について（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見19】</p> <p>健康・生きがいがづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業の個別事業を試査にて閲覧したところ、出納帳に代表される経理簿等が添付されていない事業が散見された。多数の領収書を点検・再集計して助成対象経費を経費科目ごとに確定する作業は多大の時間と労力を要するが、出納帳等の有無によりその労力に大きな差異が生じることになるため、添付を徹底すべきと考え。</p>	保健福祉部	措置済	出納帳等の添付もれの際は提出させる等、出納帳の添付について徹底しており改善済みである。

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況 (H29. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
20	<p>■成果物の有効活用（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見20】 介護支援専門員資質向上事業報告書は、財団のほかに、調査に協力した介護支援専門員や介護施設等に配布されているとのことである。しかしながら、当該調査結果は、今後の介護支援専門員の資質向上に資することを目的としていることから、今回の事業に直接協力した者への周知に限定されず、広く知らしめることが必要である。 介護支援専門員の質の向上は、財団ひいては県が達成すべき目標であり責務である。報告書の有効活用が必要であると考え。</p>	保健福祉部	措置済	成果物を県民が利用できる法人の施設内に配架して情報発信に努める等、有効活用している。
21	<p>■成果物の印刷部数（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見21】 介護支援専門員資質向上事業報告書を、調査に協力した介護支援専門員や介護施設等に約400部配布したとのことであるが、必ずしも、全協力者に印刷物を配布する必要があったか疑問である。 公表の仕方によっては、印刷費や郵送費の削減が可能であり、結果的に財団の助成額も節減できた可能性があったことも否定できないと考える。</p>	保健福祉部	措置済	助成金の審査委員会において、印刷部数等の事業費についても審査し、適切に助成額を決定している。
22	<p>■事業費のチェック方法について①（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見22】 財団では、助成額確定のために、事業終了時点で、助成先団体から入出金記録のある出納帳、支出の裏づけとなる証憑（領収証の写可）を提出してもらい、これをチェックすることにより、助成額の確定、支出行為を行っている。 一方、助成先団体がインターネットバンキングを使用するなど、領収証等の証憑が存在しない場合は、過去からの慣例で、出納帳のほかに、助成先団体内部の支出決議書等、支出の意思決定文書の添付を求めている。しかしながら、出納帳も支出決議書等も内部文書であり、領収証等の外部証憑が一切添付されないことになり、支出の事実に基づき助成額を決定するという助成額決定のルールに照らして、当該運用方法が適切であると言えるかが疑問である。 インターネットバンキングの入出金記録は、パソコンから容易に入手可能であることから、これを外部書類として添付してもらい、当該書類とのチェックを実施する必要があると考える。</p>	保健福祉部	措置済	現在助成している団体においてはインターネットバンキングを利用している団体が無いことから振込票で確認しており改善済みである。
23	<p>■事業費のチェック方法について②（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見23】 現在、領収証の写しの添付を可としており、大部分の助成先では、領収証の写しを添付している。領収証の不正使用（改ざんした結果をコピーするなどして添付）防止の観点から、原則領収証の原本を提出してもらい、やむをえない場合は、原本チェック後に返却する運用や、写しの提出を例外的に認めるなどの運用が望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	領収書の写しに原本証明をし、提出させており改善済みである。
24	<p>■岩手県との取引について（関連当事者取引の注記）（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見24】 「関連当事者取引」の注記には「期末現在、関連当事者との取引はない。」との記載があるが、公益法人会計基準（注解17）においては、関連当事者として「当該法人を支配する法人」が掲げられている。また、地方自治法第2条において「地方公共団体は、法人とする。」と定められている。一方で、公益法人会計基準の運用指針には、「地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解17に定める注記をすることが望ましいものとする。」との記載があり、財団に関しては、多額の出損金を支出している県が関連当事者に該当するものと考えられる。 したがって、情報開示の点からは、公益法人会計基準（注解17）に定めている注記事項を記載することが望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	平成25年度決算書類に記載済みであることを事業報告書で確認した。

No.	指摘等事項	平成25年度 所管部局	措置の状況 (H29. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
25	<p>■決算体制の整備（公益財団法人いきいき岩手支援財団）【意見25】</p> <p>公益認定基準のひとつである経理的基礎の要素の一つに情報開示の適正性があり、経理事務精通者が適切に関与すること等により法人の情報開示が適切に行われていることが求められている。</p> <p>この点に関し、財団では、注記事項について決算理事会後に修正箇所が判明したが、修正は行われていない。限りある人的・経済的資源の範囲内において、時間的にも非常に厳しい中での決算作業であったことは想像しうるところではあるが、公益認定を受けた以上、決算書を適切に公表する責務に鑑みれば、十分な決算体制を確保し適切な決算書を開示すべきことは至極当然の課題と言えよう。今後は、想定内・想定外の事象にかかわらず、時間的・人的にも余裕を持った決算体制を整備し、期限内に適切な決算書を作成する必要があることに十分留意願いたい。</p>	保健福祉部	措置済	平成26年度から会計事務の経験を有する職員を配置し、必要な体制を整備していることを確認した。
26	<p>■介護給付適正化事業の実施状況について【意見26】</p> <p>「第1期介護給付適正化計画」（平成20年度～平成22年度）及び第2期支援計画における、県の具体的な取組内容（主要事業）とその実施状況（全保険者数に占める事業実施保険者数の割合）をみると実施率が低い。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、平成22年度及び平成23年度中に実施できなかった事業があったとはいえ、多くの事業において、全国平均に比して県の実施率は低くなっている。</p> <p>県は、第2期支援計画において、6事業を全ての保険者が実施することを目標としている。当該事業は、保険者である市町村が地域の実情に応じて最も効果的と判断する手法を選択して実施していくことが重要であり、各保険者が主体的に取り組むことが基本ではあるものの、実施率上昇のために、県として保険者の支援を一層強化することが望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	<p>平成27年度からは、介護給付適正化事業の1つである縦覧点検が全保険者が国保連に業務委託する形で実施されたことから、全保険者が介護給付適正化事業着手となったところである。</p> <p>県では平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする第3期介護保険事業支援計画を策定し、国保連等の関係機関と連携しながら、保険者の介護給付適正化の取組を支援している。</p> <p>また、平成27年11月に本県で開催された平成27年度介護給付適正化北海道東北ブロック研修会への県内保険者の参加を通じて、介護給付適正化の効率的かつ円滑な取組みを促している。</p>
27	<p>■国保連の介護給付適正化システムの活用【意見27】</p> <p>県では国保連から介護給付適正化システムの関連データを入手しておらず、介護給付適正化の取組のための活用が行われていない。</p> <p>県は、介護保険法に基づき、介護保険施設等の指導及び監査を実施している。</p> <p>「介護保険施設等監査実施要綱」第3条によれば、監査対象となるサービス事業者等選定時の確認事項のひとつとして、「介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者の有無」を確認することとなっているが、確認していない。</p> <p>また、「介護保険施設等指導実施要綱」においては、「介護給付適正化システム」の情報を活用することにすらなっていない。</p> <p>効率的かつ効果的な指導及び監査を実施するためにも、「介護給付適正化システム」の情報を活用することが望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	指導及び監査の対象事業所の選定に当たっては、介護給付適正化システムの活用を含め、効率的かつ効果的な指導及び監査が実施できるよう、対象事業所の選定に際して留意するよう、指導監査の実施主体である広域振興局の担当者に周知している。
28	<p>■監査体制の一層の整備【意見28】</p> <p>必ずしも、現状の監査等の実施状況に何らかの不備や不具合が存在するわけではないが、一方で、現在の実施体制が必ずしも十分であるとはいえないと考える。</p> <p>現状、監査等に従事する職員の知識や経験を向上するための教育は、当該監査等の実施部署である長寿社会課や地域福祉課に委ねられている。保健福祉に関連する団体等の監査等である以上、職員の監査スキルの向上に対しては、当該部課で監査等の経験を積みながら、教育するほかなないのであるが、一方で、限られた職員数のなかで、当該監査職員の教育を特定の課における業務経験のみに委ねる県の現行体勢には疑問がある。</p> <p>監査等に従事する職員については、研修等の実施による個々のスキルアップや後進の育成について、全庁的な視点で、環境整備を進めていくことが不可欠であると考えている。</p>	保健福祉部	措置済	<p>法人監査に従事する職員については、国立保健医療科学院が実施する指導監督研修等に職員を派遣しているほか、部内研修会を開催するなど、職員の研修機会の確保に努めている。</p> <p>また、毎年度、社会福祉職の職員を計画的に採用しているところであり、福祉関係業務に従事する職員には、法人監査のほか、対人援助業務などの幅広い業務に関する知識・能力が求められることから、ジョブローテーションに最大限配慮した人員配置を行ったほか、研修体系の見直しなどを行った。</p>